

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	野蒜	横山	62	東松島市立鳴瀬第二 中学校災害復旧用地 造成事業	1.92	事業区域面積 4.21ha うち対象森林面積 1.92ha
〃	〃	〃	64			
〃	〃	〃	67			
〃	〃	〃	75			
〃	〃	〃	76			

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

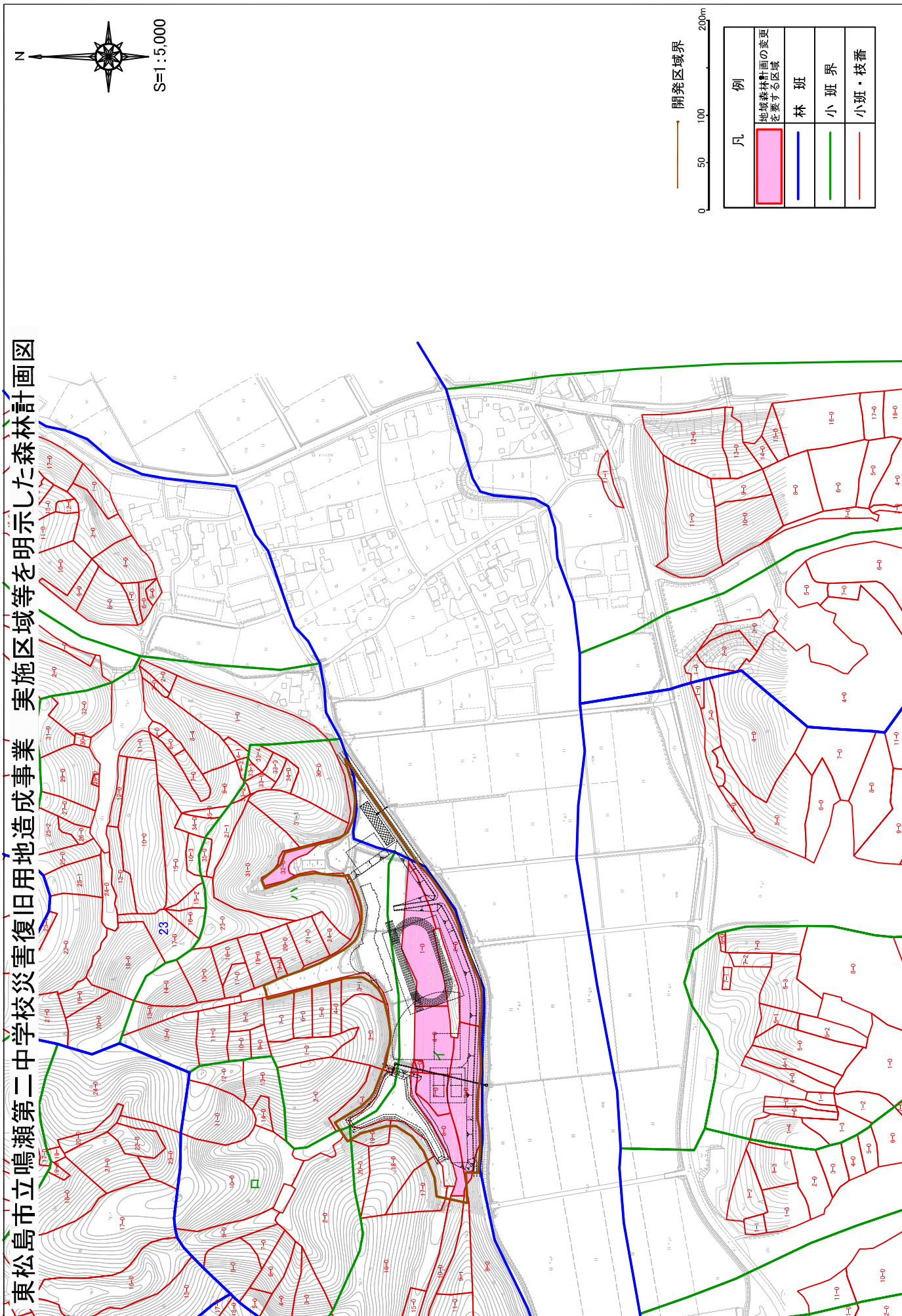
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市立鳴瀬第二中学校災害復旧用地造成事業 実施区域等を明示した森林計画図



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	野蒜	大茂倉	68-2	野蒜北部丘陵地区 被災市街地復興土 地区画整理事業	4.63 (内訳) 他の用途に 供する面積 8.38 森林とする 面積 3.75	事業区域面積 91.50 うち対象森林面積 33.77
外1大字9字211筆(事業区域内) 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

様式第5 - 2 添付書類(所在一覧)

	市町村名	大字	字	地番
1	東松島市	野蒜	亀岡	39
2	東松島市	野蒜	亀岡	81-1
3	東松島市	野蒜	亀岡	81-3
4	東松島市	野蒜	亀岡	115-2
5	東松島市	野蒜	亀岡	117
6	東松島市	野蒜	亀岡	135-1
7	東松島市	野蒜	亀岡	135-3
8	東松島市	野蒜	亀岡	135-4
9	東松島市	野蒜	亀岡	135-5
10	東松島市	野蒜	亀岡	136-2
11	東松島市	野蒜	亀岡	136-3
12	東松島市	野蒜	亀岡	136-4
13	東松島市	野蒜	亀岡	136-5
14	東松島市	野蒜	亀岡	137-1
15	東松島市	野蒜	亀岡	137-3
16	東松島市	野蒜	亀岡	137-7
17	東松島市	野蒜	亀岡	137-10
18	東松島市	野蒜	亀岡	138
19	東松島市	野蒜	亀岡	139-1
20	東松島市	野蒜	亀岡	139-2
21	東松島市	野蒜	亀岡	139-3
22	東松島市	野蒜	亀岡	140
23	東松島市	野蒜	亀岡	141
24	東松島市	野蒜	亀岡	143
25	東松島市	野蒜	亀岡	150-3
26	東松島市	野蒜	亀岡	150-4
27	東松島市	野蒜	亀岡	160-1
28	東松島市	野蒜	亀岡	160-2
29	東松島市	野蒜	亀岡	160-3
30	東松島市	野蒜	亀岡	160-4
31	東松島市	野蒜	後沢	1
32	東松島市	野蒜	後沢	2
33	東松島市	野蒜	後沢	3
34	東松島市	野蒜	後沢	26-2
35	東松島市	野蒜	後沢	27
36	東松島市	野蒜	後沢	32-1
37	東松島市	野蒜	後沢	33-2
38	東松島市	野蒜	後沢	37-2
39	東松島市	野蒜	後沢	37-3
40	東松島市	野蒜	後沢	38-1
41	東松島市	野蒜	後沢	38-2
42	東松島市	野蒜	後沢	39-1
43	東松島市	野蒜	後沢	39-2
44	東松島市	野蒜	後沢	39-3
45	東松島市	野蒜	後沢	40-1
46	東松島市	野蒜	後沢	40-2
47	東松島市	野蒜	後沢	40-3
48	東松島市	野蒜	後沢	40-4
49	東松島市	野蒜	後沢	40-5
50	東松島市	野蒜	後沢	40-6
51	東松島市	野蒜	後沢	40-7
52	東松島市	野蒜	後沢	41-1
53	東松島市	野蒜	後沢	41-2
54	東松島市	野蒜	後沢	41-3
55	東松島市	野蒜	後沢	41-4
56	東松島市	野蒜	後沢	41-5
57	東松島市	野蒜	後沢	42
58	東松島市	野蒜	後沢	43
59	東松島市	野蒜	後沢	44
60	東松島市	野蒜	後沢	45-1

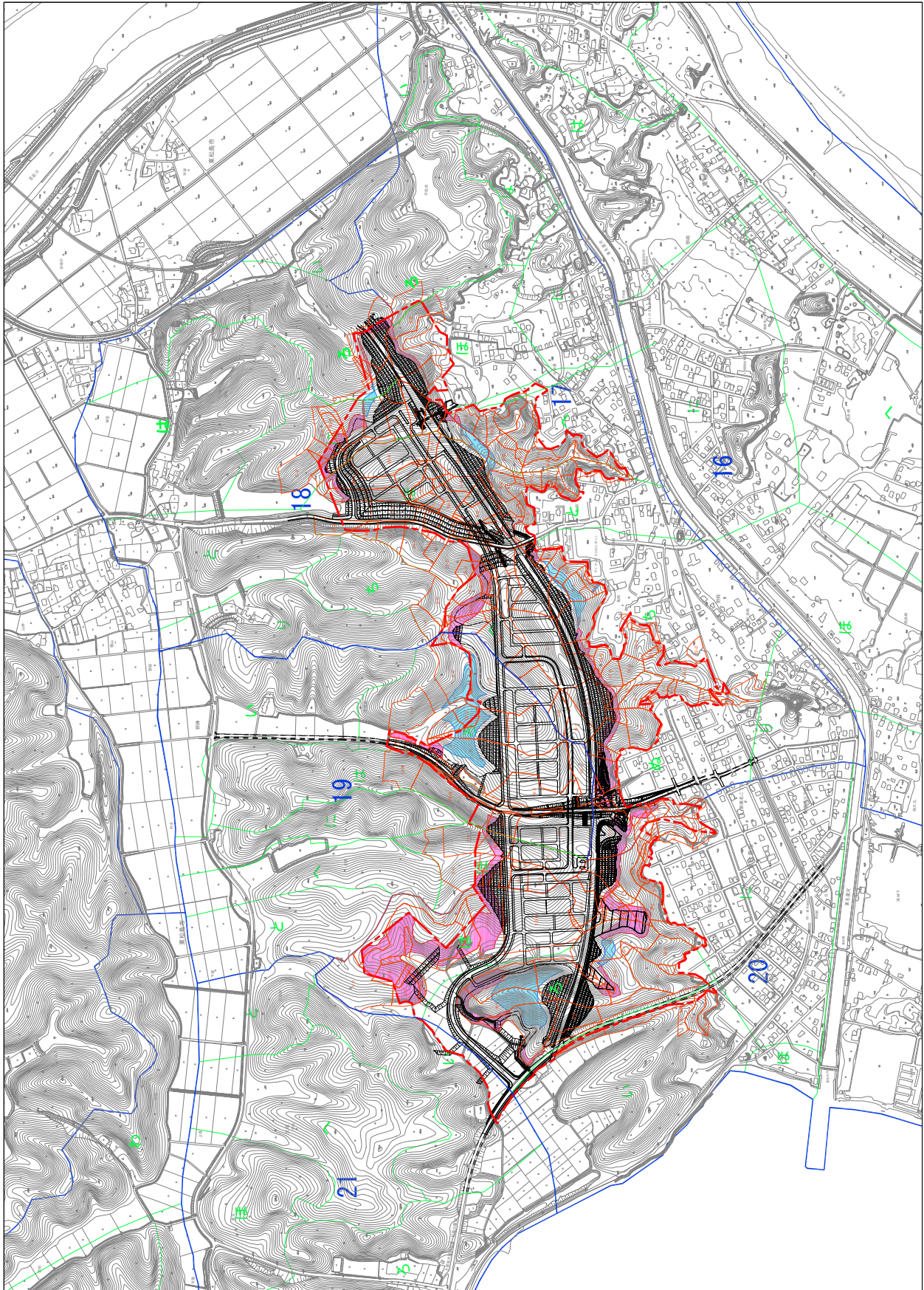
	市町村名	大字	字	地番
61	東松島市	野蒜	後沢	45-2
62	東松島市	野蒜	寺沢	18-2
63	東松島市	野蒜	寺沢	18-3
64	東松島市	野蒜	寺沢	35-2
65	東松島市	野蒜	寺沢	35-3
66	東松島市	野蒜	寺沢	36-2
67	東松島市	野蒜	寺沢	36-3
68	東松島市	野蒜	寺沢	38-2
69	東松島市	野蒜	寺沢	38-4
70	東松島市	野蒜	寺沢	38-5
71	東松島市	野蒜	寺沢	39
72	東松島市	野蒜	寺沢	40
73	東松島市	野蒜	寺沢	43
74	東松島市	野蒜	寺沢	44
75	東松島市	野蒜	上山の坊	95
76	東松島市	野蒜	上山の坊	98
77	東松島市	野蒜	上山の坊	100
78	東松島市	野蒜	大関	69
79	東松島市	野蒜	大関	70
80	東松島市	野蒜	大関	71
81	東松島市	野蒜	大関	72
82	東松島市	野蒜	大関	73
83	東松島市	野蒜	大関	74
84	東松島市	野蒜	大関	75
85	東松島市	野蒜	大関	76
86	東松島市	野蒜	大茂倉	55-1
87	東松島市	野蒜	大茂倉	55-3
88	東松島市	野蒜	大茂倉	60
89	東松島市	野蒜	大茂倉	61
90	東松島市	野蒜	大茂倉	62
91	東松島市	野蒜	大茂倉	66
92	東松島市	野蒜	大茂倉	67
93	東松島市	野蒜	大茂倉	68-1
94	東松島市	野蒜	大茂倉	68-2
95	東松島市	野蒜	大茂倉	69-1
96	東松島市	野蒜	大茂倉	73-1
97	東松島市	野蒜	大茂倉	73-2
98	東松島市	野蒜	大茂倉	73-3
99	東松島市	野蒜	大茂倉	73-4
100	東松島市	野蒜	大茂倉	73-5
101	東松島市	野蒜	大茂倉	74
102	東松島市	野蒜	大茂倉	75
103	東松島市	野蒜	大茂倉	76
104	東松島市	野蒜	大茂倉	77
105	東松島市	野蒜	大茂倉	78-1
106	東松島市	野蒜	大茂倉	78-2
107	東松島市	野蒜	大茂倉	79
108	東松島市	野蒜	大茂倉	80
109	東松島市	野蒜	北大仏	11-1
110	東松島市	野蒜	北大仏	12
111	東松島市	野蒜	北大仏	13
112	東松島市	野蒜	北大仏	14
113	東松島市	野蒜	北大仏	15-1
114	東松島市	野蒜	北大仏	16
115	東松島市	野蒜	北大仏	33
116	東松島市	野蒜	北大仏	34
117	東松島市	野蒜	北大仏	35
118	東松島市	野蒜	北大仏	36
119	東松島市	野蒜	北大仏	37
120	東松島市	野蒜	北大仏	39-1

様式第5 - 2 添付書類(所在一覧)

	市町村名	大字	字	地番
121	東松島市	野蒜	北大仏	39-3
122	東松島市	野蒜	北大仏	39-4
123	東松島市	野蒜	北余景	1-1
124	東松島市	野蒜	北余景	11
125	東松島市	野蒜	北余景	34
126	東松島市	野蒜	北余景	36
127	東松島市	野蒜	北余景	37
128	東松島市	野蒜	北余景	45-3
129	東松島市	野蒜	北余景	46
130	東松島市	野蒜	北余景	47
131	東松島市	野蒜	北余景	48
132	東松島市	野蒜	北余景	49-2
133	東松島市	野蒜	北余景	49-3
134	東松島市	野蒜	北余景	58-1
135	東松島市	大塚	大東	28
136	東松島市	大塚	大東	29
137	東松島市	大塚	大東	30-1
138	東松島市	大塚	大東	30-2
139	東松島市	大塚	大東	30-3
140	東松島市	大塚	大東	30-4
141	東松島市	大塚	大東	30-5
142	東松島市	大塚	大東	30-6
143	東松島市	大塚	大東	30-8
144	東松島市	大塚	大東	30-9
145	東松島市	大塚	大東	30-10
146	東松島市	大塚	大東	30-12
147	東松島市	大塚	大東	30-13
148	東松島市	大塚	大東	30-14
149	東松島市	大塚	大東	30-15
150	東松島市	大塚	大東	30-16
151	東松島市	大塚	大東	31
152	東松島市	大塚	大東	33-1
153	東松島市	大塚	大東	33-2
154	東松島市	大塚	大東	34-1
155	東松島市	大塚	大東	34-2
156	東松島市	大塚	大東	34-5
157	東松島市	大塚	大東	34-6
158	東松島市	大塚	大東	34-9
159	東松島市	大塚	大東	34-10
160	東松島市	大塚	大東	34-11
161	東松島市	大塚	大東	34-12
162	東松島市	大塚	大東	34-13
163	東松島市	大塚	大東	34-14
164	東松島市	大塚	大東	36-4
165	東松島市	大塚	大東	37-1
166	東松島市	大塚	大東	40-8
167	東松島市	大塚	大東	40-9
168	東松島市	大塚	大東	40-10
169	東松島市	大塚	大東	42-1
170	東松島市	大塚	大東	42-2
171	東松島市	大塚	大東	43
172	東松島市	大塚	大東	44
173	東松島市	大塚	大東	45
174	東松島市	大塚	大東	46
175	東松島市	大塚	大東	47
176	東松島市	大塚	大東	48-1
177	東松島市	大塚	大東	48-2
178	東松島市	大塚	大東	49-1
179	東松島市	大塚	大東	49-2
180	東松島市	大塚	大東	50-1

	市町村名	大字	字	地番
181	東松島市	大塚	大東	50-2
182	東松島市	大塚	大東	51-1
183	東松島市	大塚	大東	51-2
184	東松島市	大塚	大東	51-3
185	東松島市	大塚	大東	52-3
186	東松島市	大塚	大東	52-4
187	東松島市	大塚	大東	83-2
188	東松島市	大塚	大東	84-2
189	東松島市	大塚	大東	84-3
190	東松島市	大塚	大東	85-1
191	東松島市	大塚	大東	85-2
192	東松島市	大塚	大東	86
193	東松島市	大塚	大東	87
194	東松島市	大塚	大東	88
195	東松島市	大塚	大東	89
196	東松島市	大塚	大東	90
197	東松島市	大塚	大東	91
198	東松島市	大塚	大東	92
199	東松島市	大塚	大東	93-1
200	東松島市	大塚	大東	93-2
201	東松島市	大塚	大東	94-2
202	東松島市	大塚	大東	94-3
203	東松島市	大塚	大東	94-4
204	東松島市	大塚	大東	94-5
205	東松島市	大塚	大東	95-2
206	東松島市	大塚	大東	95-3
207	東松島市	大塚	大東	126
208	東松島市	大塚	大東	127
209	東松島市	大塚	大東	128
210	東松島市	大塚	長石	2
211	東松島市	大塚	長石	2-1
212	東松島市	大塚	長石	166-1

野蒜北部丘陵地区被災市街地復興地区画整理事業 実施区域等を明示した森林計画図
 石巻広域都市計画土地区画整理事業



様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

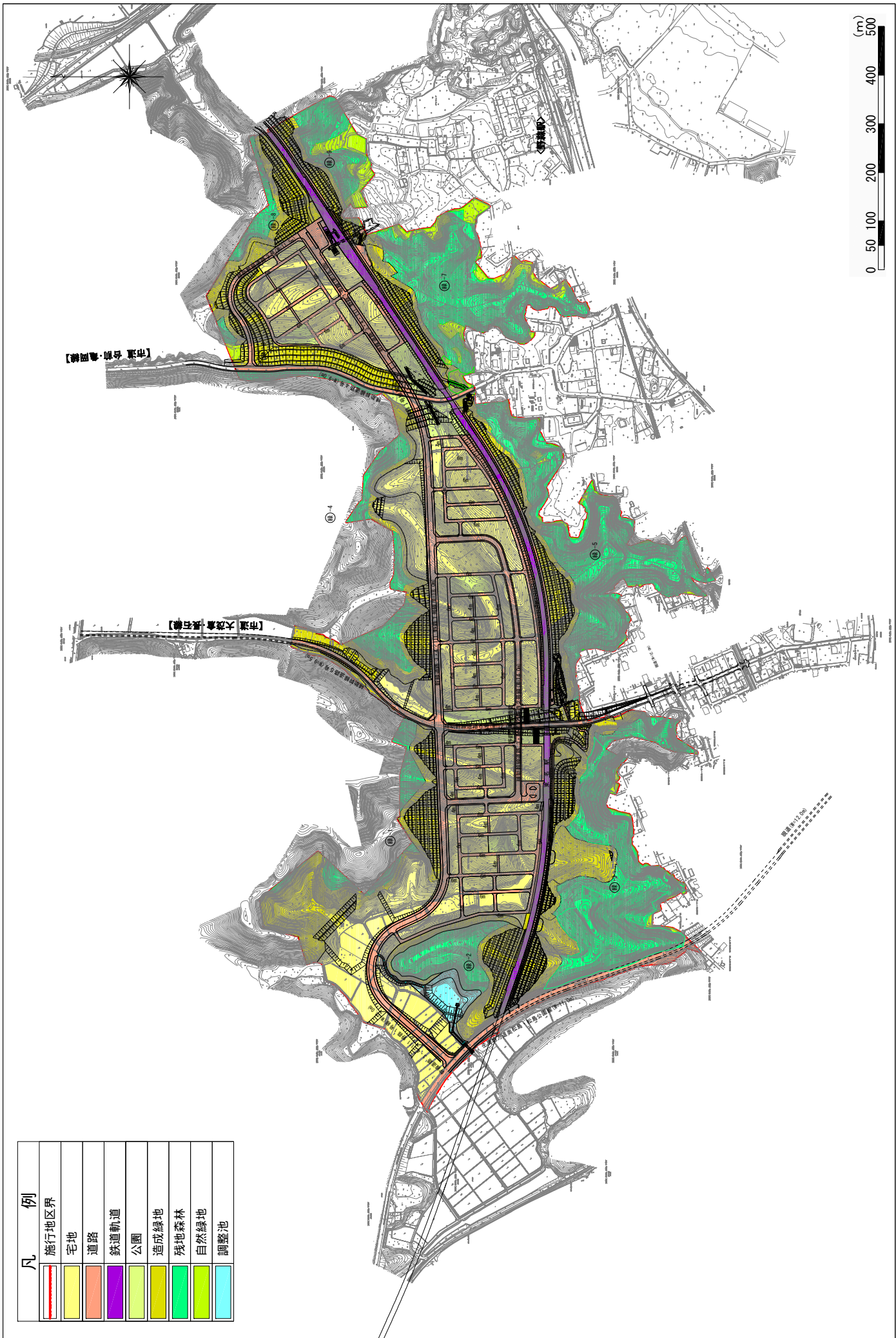
事業概要

事業名称	野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地地区画整理事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 ※図上求積による		91.50ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		4.63ha (他の用途に供する面積8.38ha、森林とする面積3.75ha)			
用地面積 (ha) ※図上求積による	用地の現況		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	転用後の用途					
	宅地		1.65	20.60	22.25	24.32%
	道路		0.42	14.72	15.14	16.55%
	鉄道		0.01	2.33	2.34	2.56%
	公園		0.00	2.96	2.96	3.23%
	造成緑地		7.31	14.03	21.34	23.32%
	残地森林		24.20	0.00	24.20	26.45%
	自然緑地		0.00	2.42	2.42	2.64%
	調整池		0.18	0.67	0.85	0.93%
	計		33.77	57.73	91.50	100.00%
比率		36.91%	63.09%	100.00%		
林況 ※図上求積による	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)
	・スギ	1.29	7～64	・マダケ	0.49	-
	・その他針葉樹	0.17	97	・その他広葉樹	17.06	27～71
	・アカマツ	14.76	30～87			
地形	標高 約 10m ～ 約 60m 平均傾斜度 5～30 度 地形の特徴 標高は100m以下の丘陵地であり、南北方向に稜線が発達している。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島層群、基岩名等：シルト岩、軽石灰岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	東部側農地を管理している鳴瀬土地改良区、西部側を管理している大東地区水利組合及び市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は公共下水道に接続し東名運河及び松島湾に放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、堅溝、集水柵等を設置する。					

※「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

石巻広域都市計画事業 野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業 土地の形質の変更を行う区域図



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	牛網	別当	19-1	東松島市牛網地区防 災集団移転促進事業	1.72	事業区域面積 4.54ha うち対象森林面積 1.82ha
〃	〃	雉子抓	30-1			

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

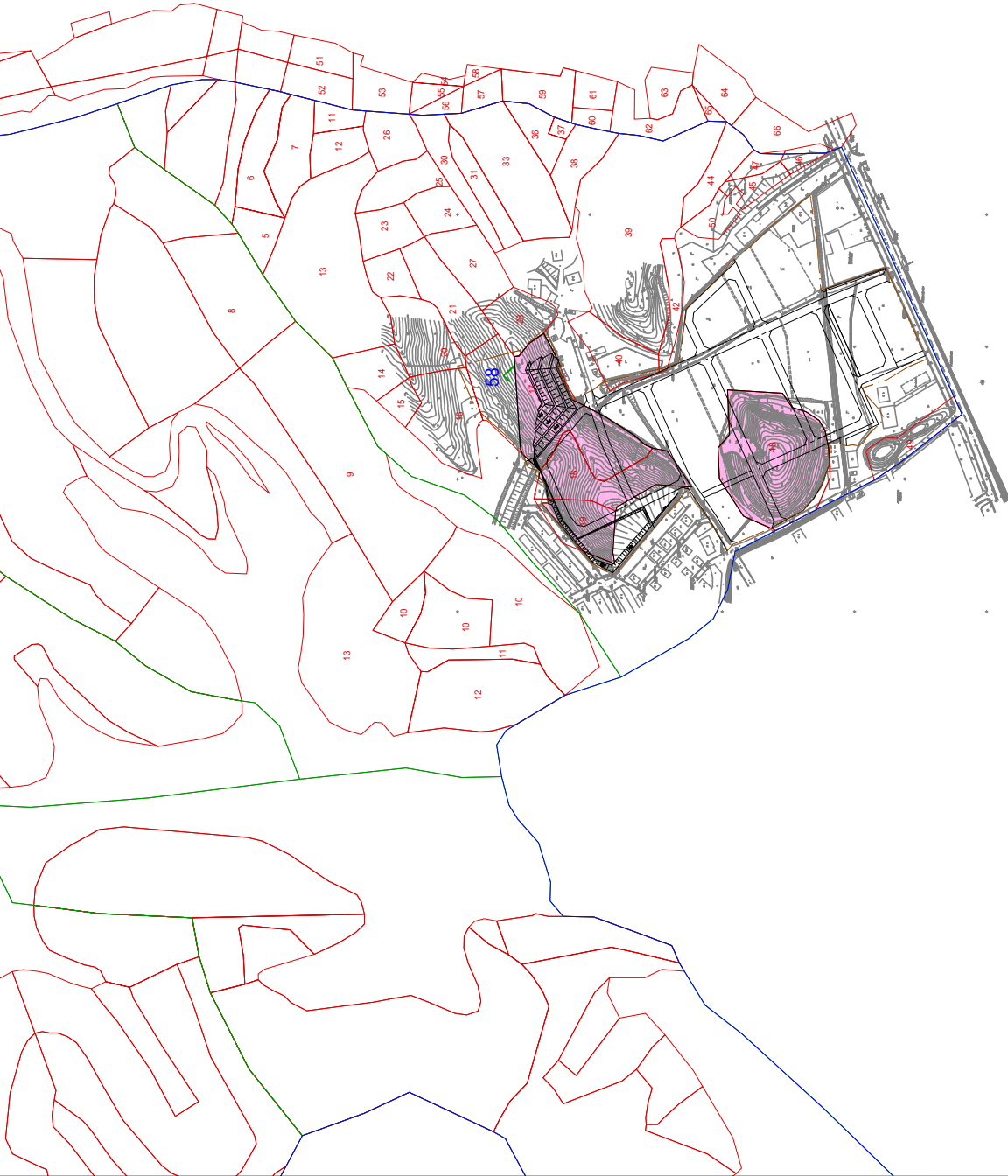
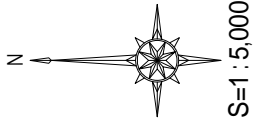
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市牛網地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



凡	例
—	開発区域界
—	地域森林計画の変更を要する区域
—	林班
—	小班界
—	小班・枝番

様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

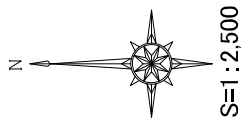
事業概要

事業名称	東松島市牛網地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成26年度					
面積 (ha)	事業区域面積 ※図上求積による		4.5434ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		1.72ha			
用地面積 (ha) ※図上求積による	用地の現況		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	転用後の用途					
	宅地		1.0428	1.5491	2.5919	57.05%
	道路		0.2607	0.5715	0.8322	18.32%
	公園		0.0000	0.0390	0.0390	0.86%
	造成緑地		0.3240	0.1506	0.4746	10.45%
	残置森林		0.1915	0.0000	0.1915	4.21%
	調整池		0.0000	0.3828	0.3828	8.43%
	水路用地		0.0000	0.0314	0.0314	0.69%
	計		1.8190	2.7244	4.5434	100.00%
比率		40.04%	59.96%	100.00%		
林況 ※図上求積による	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)
	・アカマツ	1.2114	46～58			
	・その他広葉樹	0.6076	18～61			
地形	標高 約 1.3m ～ 約24.0m 平均傾斜度 5～30度 地形の特徴 標高は25m以下の丘陵地と標高2m以下の平坦な農地が混在している。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：シルト岩、砂岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	農地を管理している鳴瀬土地改良区とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は調整池に集水後、排水路に放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、堅溝、集水枒等を設置する。					

※「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

東松島市牛網地区防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域



凡 例	
	施行地区界
	宅 地
	道 路
	公 園
	造成緑地
	残置森林
	調整池
	水路用地



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	宮戸	横山	6	東松島市月浜地区防 災集団移転促進事業	0.70	事業区域面積 2.78 うち対象森林面積 1.30
外3字23筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

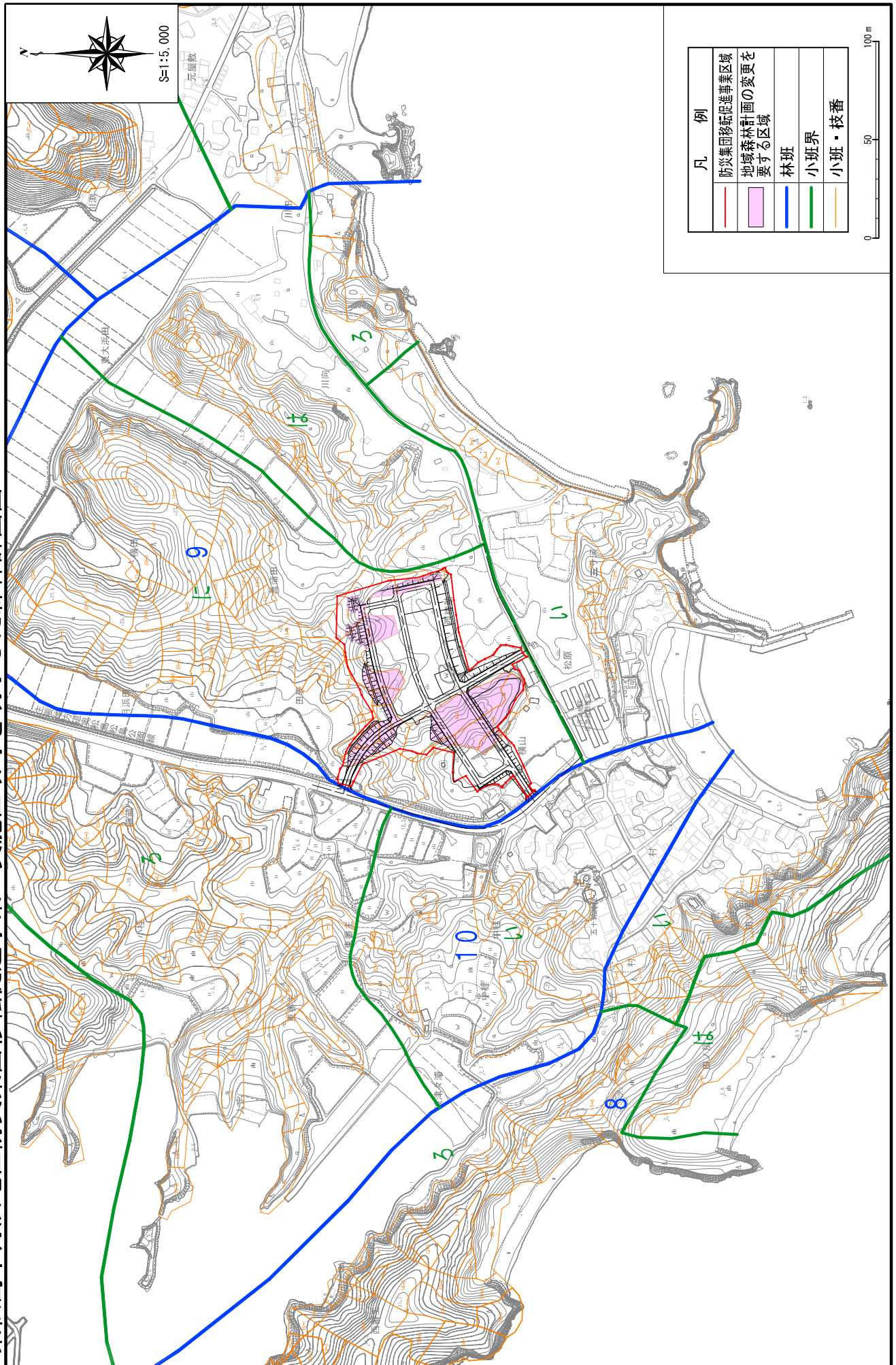
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市月浜地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

事業概要

事業名称	東松島市月浜地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 ※図上求積による		2.7792ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		0.70ha			
用地面積 (ha) ※図上求積による	用地の現況		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	転用後の用途					
	宅地		0.2828	0.6335	0.9163	32.97%
	道路		0.1710	0.3787	0.5497	19.78%
	公園		0.1310	0.0100	0.1410	5.07%
	造成緑地		0.3055	0.4107	0.7162	25.77%
	残置森林		0.4113	0.0447	0.4560	16.41%
	計		1.3016	1.4776	2.7792	100.00%
	比率		46.83%	53.17%	100.00%	
林況 ※図上求積による	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)
	・スギ	0.0032	47～55			
	・クロマツ	0.1022	58～88			
	・その他広葉樹	0.7849	51～62			
地形	標高 約 3m ～ 約 25m 平均傾斜度 3～17 度 地形の特徴 標高は50m以下の丘陵地であり、東西方向に稜線が発達している。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：軽石凝灰岩					
周辺地域への 影響及び生活 への配慮等	市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は海へ直接放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、堅溝、集水枒等を設置する。					

※「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

東松島市月浜地区防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域図

